

一人ひとりの人権が尊重される津市をめざして



平成29年度津市人権施策  
推進計画事務事業  
進捗状況評価書



津市人権施策審議会

# 目 次

- 1 平成29年度の人権に関する施策の取組状況について  
・・・P1～P2
- 2 総合的な評価・提言  
・・・P3～P6
- 3 施策別の評価・提言  
・・・P7～P18
- 用語解説  
・・・P19～P20
- 津市人権施策審議会委員名簿  
・・・P21

# 1 平成29年度の人権に関する施策の取組状況について

人権が尊重される津市の実現に向けて、津市人権施策基本方針および、津市人権施策推進計画に基づき実施した施策の取組状況は、以下のとおりである。

## (1) 基本施策

### 《人権啓発の推進》

市民人権講座、人権講演会、街頭啓発等により広く市民に啓発するとともに、人権ポスター、人権作文、人権標語を募集し、人権意識の高揚に役立てた。また、職員人権研修会を開催して職員が人権尊重の視点に立って業務に当たることができるよう取り組むとともに、関係各課が連携して企業啓発を行った。

### 《人権教育の推進》

園児、児童、生徒それぞれの年代に応じ、体験学習や人権フォーラム等の様々な人権学習を行った。また、職員、教職員、市民を対象とした人権研修会や講座を開催することで、広く市民に人権課題を考える機会を設けた。

### 《相談・支援体制の充実》

青少年の悩み事相談、外国人住民の生活相談、女性相談、ドメスティック・バイオレンス<sup>\*1</sup>（以下、「DV」という。）や育児に係る相談等、さまざまな相談に対し寄り添った相談や支援を行った。また、専門機関の紹介や関係機関との連携を図り、適切な助言や援助に努めた。

### 《ユニバーサルデザイン<sup>\*2</sup>（以下、「UD」という。）のまちづくりの推進》

市内の学校や公共施設等において誰もが利用しやすい施設となるようUDに配慮した施設整備やバリアフリー化の推進に努めた。モデル地区を中心に、学校・企業・地域において研修会や講演会を行うなどUDの理解を深めた。また、職員や市民の意識高揚を図るため、津市ユニバーサルデザイン連絡協議会との協働によりUDの普及・啓発に取り組んだ。

### 《市民活動の組織などとの連携の推進》

地域で人権に関する取組を行っている各種団体の育成・支援を行うとともに、当該団体と協働した啓発活動等を行って市民の意識高揚に取り組んだ。

## (2) 分野別施策

### 《同和問題》

隣保館を中心に、地域のニーズに合わせた講座や各種相談等の地域住民の生活課題に応じた事業に取り組んだ。人権フィールドワークや人権学習による啓発及び各種団体の支援を行った。また、同和問題に係る相談では関係各課で情報共有を図った。

## 《子どもの人権》

学校に配置したスクールカウンセラー<sup>※3</sup>や学級支援サポーター<sup>※4</sup>により、児童生徒の悩みや相談に対し適切な対応を行った。子どもを暴力から守るために幼稚園及び小学校でワークショップ及びセミナーを実施した。子育てを支援するために支援者の研修会や交流会を開催するとともに、ボランティアの人材を育成し、育児相談の充実に努めた。休日・夜間の応急診療所の運営、医療費助成など子育て環境の整備を行った。

## 《女性の人権》

情報紙、イベント、研修会を通して市民への啓発を行い、一時保育や休日保育を行って女性の就労を支援した。警察や三重県女性相談所との連携により、DV被害の防止に向けた情報提供や助言に努めた。身の回りのさまざまな問題に対して、カウンセラーによる相談事業を実施した。不妊治療費等の医療費助成や、妊娠・出産・育児に関する支援を行った。

## 《障がい者の人権》

障がい者の社会福祉の向上及び社会参加の促進を図るため、障がい者団体が主催する事業への支援、各種団体への支援を行った。障がい者の地域での生活を支援するために福祉サービスの提供、医療費の助成を行った。また、障がい者雇用の促進のため企業啓発を行った。

## 《高齢者の人権》

要介護状態への進行の予防を図り、いつまでも自分らしく生活できるよう相談・支援や、転倒予防教室等の開催を行った。豊富な経験や知識、技能を発揮して積極的に社会活動を行う機会を得ることができるよう、関係団体への支援を行った。また、寿大学をはじめとする各種公民館講座、スポーツ教室の開催、各地域のサロンへの支援など高齢者がいきいきと暮らしていける環境づくりに努めた。

## 《外国人の人権》

市ホームページのリニューアルに即した運用等により多言語化の拡大を図った。外国人児童生徒を対象に日本語を習得できるよう支援した。外国人集住都市会議津会議を開催し、多様性を活かした活力ある地域社会をテーマに討議を行うとともに、国に向けて政策提言を行った。防災面では、外国語表記による避難所等案内看板、津波避難ビル等表示シールの設置、防災情報メール多言語版等により、外国人住民へのわかりやすい表記に努めた。

## 《さまざまな人権課題・その他の人権》

生活保護事業や生活困窮者自立支援事業により、生活に困窮する人に対して、相談内容や状況に応じて関係機関との連携のもと包括的な支援を図った。市内企業に対して、人権が尊重される職場環境の確保に係る啓発や労務改善の促進や勤労者の福利厚生を図るための支援を行った。また、人権問題に関する市民意識調査を行った。

## 2 総合的な評価・提言

### (1) 全体評価

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度進んだ	あまり進まなかった	進まなかった
平成 25 年度	A	B	Ⓒ	D	E
平成 26 年度	A	B	Ⓒ	D	E
平成 27 年度	A	B	Ⓒ	D	E
平成 28 年度	A	B	Ⓒ	D	E
平成 29 年度	A	B	Ⓒ	D	E

人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし、関係機関、関係団体とも連携、協力して各種の人権関連事業に取り組まれている。そのほとんどが継続事業であるが、その中で課題・問題点を把握しながら取り組んでいる事業については一定の評価をするものの、依然として人権課題の解消には至っておらず、総合評価をC（ある程度進んだ）とした。

特に、平成28年度には「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ<sup>※5</sup>解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」といった人権にかかわる3つの法律が施行されているが、これらの法律に対する市民の認知度はまだまだ低い。今後も、他自治体の状況を参考にし、法律の周知、啓発や教育、各種相談事業の充実を図り、当事者に寄り添いながら、市民の人権意識の高揚に向けた取組を推進されたい。

関係各課においては、本審議会からの評価・提言を基に各事業の課題・問題点を検証し、平成29年8月に実施した人権問題に関する市民意識調査の調査結果を踏まえ、事業が形骸化することなく、より適切で効果的な啓発活動や施策の充実を図り、あらゆる差別の解消に向けた事業を推進することを期待する。

### (2) 基本施策及び分野別施策の評価

#### ア 基本施策の評価

##### 《人権啓発の推進》

人権啓発は人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものである。よって、人権問題を幅広く捉え、あらゆる分野での啓発を工夫して継続する必要がある。また、人権に対する意識は学びや体験を通して変化するので、地域に根差した取組や講演会、研修等は継続して行うことに意義がある。差別の実態を把握した上で、近年の課題である地域との関係を持たない人や外国人住民に向けての情報発信など、今後も情報化社会にあって、信頼できる情報の発信となるような工夫を加えた啓発の推進が必要である。

## 《人権教育の推進》

人権教育は、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。しかし、世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮、わが国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れ、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となり、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であり、そのため、差別を許さない仲間づくりを通して互いの人権を尊重し合うことの意味を実感し、人権に関する基本的な知識として習得することで意識の向上を図るものでなければならない。

## 《相談・支援体制の充実》

人権にかかわる相談は、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくない。相談者の立場に立ったきめ細やかな対応が求められるので、人権相談の実施者は、必要な知識や技能を幅広く習得し、研修を重ね、専門性の確立を図るために、より一層のスキルアップが必要である。人権は市民にとって保障される生活の基盤であるので、ライフステージに応じた途切れのない、相談に的確に応じるための相談・支援体制の充実を図り、必要なときに、誰でも気楽に相談できる環境づくりを望む。

## 《ユニバーサルデザインのまちづくりの推進》

障がいの部位や程度によりもたらされるバリア（障壁）に対処するバリアフリーデザインに対し、UDは障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、すべての人が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方である。UDの領域は幅広く、製品、施設、都市などの目に見えるものから、サービスやシステムなどの目に見えないものまで多岐にわたっており、それらが関連し、補完し合わなければ、ユニバーサルデザイン社会は実現できない。そこで、各事業の課題・問題点を的確にとらえて市民に届け、その解決に向けて、取り組まれない。

## 《市民活動の組織などとの連携の推進》

現在行われている活動の継続・充実のための支援を続けるとともに、様々な課題を抱えた当事者が活動のネットワークにつながっているかどうかを問う視点を持ちながら、今後の活動やその支援を考える必要がある、事業が誰のためになされているかを絶えず問い直していかなければならない。市民活動と連携した人権施策を進めるためには、行政の横断的なつながりが不可欠であり、そのような体制の構築を望みたい。

## イ 分野別施策の評価

### 《同和問題》

現代社会では、社会構造や価値観の変化により、同和問題が人権問題の出発点であるとの認識が薄らぎかけている。そこで、市民意識調査の結果を踏まえて同和問題の歴史や差別の実態に学ぶことが、同和問題だけでなく、あらゆる人権問題の解決につながることを認識し、現在の取組を維持継続するだけでなく、それが更なる学びの場となるような活用も図られたい。

### 《子どもの人権》

今年も「虐待」「子どもの貧困」「子どもの自殺」「いじめ」について、新聞やテレビで報じられることが多かった。また、様々な事情により、不登校となる場合があり、こうした悩みを抱える子どもへの適切な対応が必要とされている。虐待は減少傾向をみるどころか、むしろ深刻化してきているように思われる。子ども食堂の取組が全国的に広まりつつある中で、市内でも献身的に取り組まれている団体があることは特筆すべきことである。子どもたちをめぐる社会環境の変化、核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもの育ちへの影響が懸念され、これまで以上に地域や社会が関わっていくことが求められており、あらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市の子どもの権利条例が制定されることを切に望む。

### 《女性の人権》

女性が方針決定の場に参画して、女性も男性も生きやすく暮らしやすい社会にしていくために、女性の登用率が30%以上となるよう取組まれることを望む。男女共同参画とワーク・ライフ・バランス<sup>※6</sup>（以下、「WLB」という。）は、女性の生き方と就労に深く関わっており、職員一人ひとりがその意味を総合的に理解して、しっかりした意識で施策を進められたい。また、女性の貧困や女性に対する暴力など、女性の人権を守る取組に力を入れていただきたい。

### 《障がい者の人権》

障がい者の人権施策は、障がい者への正しい理解が必須である。すべての施策において、さまざまな障がい者の実態に応じ、障がい者が社会の一員として生活できるよう適切な情報発信をはじめとする絶えざる工夫と努力が必要であり、障がいの有無に関係なく同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育のように、共生社会への取組や市民が障がい者の権利を理解することに対してさらに注力されたい。

### 《高齢者の人権》

近年、オレオレ詐欺などの悪徳商法による被害、病院や介護施設での虐待・身体拘束など高齢者の人権を脅かす事件が後を絶たない。また、台風や地震などの災害で犠

性となる高齢者も多く、自治会、民生委員・児童委員をはじめとする地域社会のネットワークが求められる。各事業が、ますます進む高齢化社会に向け、事業内容の充実を図りながら、高齢者に寄り添った取組となり、高齢者の人権が尊重され、安全で安心快適な生活を送れる社会の構築につながることを期待する。

#### 《外国人の人権》

多文化共生にかかる施策は一定程度進められているが、未だ多文化共生は異文化理解といった誤った図式になっている。多文化共生について考えてもらうきっかけにはなるが、本来は人間の尊厳が守られているかどうかを中心にならなければならない。そのためにも、当事者の声を常に取り入れ、その内容をさらに充実させていただきたい。また、最近、新たな外国人受け入れ制度<sup>\*7</sup>が検討されており、外国人住民の増加が予想される。これまでの課題を踏まえ、新たな課題に対応できるように検討を進め、対応が遅れることのないよう取り組まれない。

#### 《さまざまな人権課題・その他の人権》

さまざまな人権課題に関する施策は継続実施されているが、今後も問題の解決に向け、途切れない施策を進めていかねばならない。また、LGBT<sup>\*8</sup>をはじめ、多様化する人権課題について、適切な施策をしっかりと検討すべき時期に来ていると思われ、その取組に期待する。



### 3 施策別の評価・提言

施策の体系：基本施策

施策分類：人権啓発の推進

評価ランク：C（ある程度進んだ）

#### 1 取組の評価

- ・地域人権啓発事業においては、本年度も地域に根付いた取組が継続して行われており、関係者の意識の高さと熱意、努力を感じる。住民と協働したイベントの開催や地域の特性を生かした啓発活動を展開している取組は大いに評価に値する。
- ・児童虐待防止においては、虐待の早期発見と未然防止となる市民への意識の啓発、異変に早く気づき対応するように職員の資質向上に努めることを望む。
- ・企業啓発事業においては、市関係課が連携して昨年度と同様に市内の企業30社への啓発を行ったことは評価に値する。今後は啓発内容を検証しつつ継続した取組を望む。
- ・人権週間啓発事業、人権講座等の開催、広報紙での人権啓発については、慣例化された事業となっているものもある。多くの人に人権の尊さを届けるためにも市ホームページによる効果的な広報の仕方に工夫が必要である。よりニーズにあった内容の工夫を常に課題としながら事業の継続を望む。
- ・男女共同参画事業においては、セミナー、講座の開催と映画祭の取組について、集客に重きを置き過ぎず、男女共同参画として課題に向き合う内容を検討されたい。
- ・職員人権研修については、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点から取組ができるために個々の人権感覚を醸成することが目的であるので、職員の参加が100%となるように努められたい。そのためにも研修の意義を追究して研修内容の充実を図り今後も継続して取り組むことを望む。

#### まとめ

各事業が課題・問題点を基本方針に立ち返り明確にすることは、今後の事業の進展につながることである。しっかりと対策が取られている事業については大いに評価に値するが、慣例化している事業においては継続することや集客が目的化しているものもあるようにうかがわれる。参加者が固定化し、事業が先細りしないためにも、より多くの方に情報を届けるための広報の工夫や内容の検討が必要である。

#### 2 今後の取組についての提言

人権啓発は人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものである。平成29年度に実施した人権問題に関する市民意識調査により明らかとなった差別の実態を的確に把握した上で、人権問題を幅広く捉え、あらゆる分野での啓発を工夫して継続する必要がある。

人権に対する意識は学びや体験を通して変化するので、地域に根差した取組や講演会、研修等は継続して行うことに意義がある。一人ひとりが身近な問題、自分の意識の問題として捉えない限り社会の意識は変化しないし、また、そのための啓発事業でなければならない。

社会への発信と個人の意識改革を同時に進めていく必要がある。近年の課題である地域との関係を持たない人や外国人住民に向けての情報発信を工夫しなければならない。今後も情報化社会にあって、信頼できる情報の発信となるような工夫を加えた啓発の推進が必要である。

## 1 取組の評価

- ・中学生の意見交換会…白山市民会館人権学習（中学生友の会）と長野教育集会所地区学習会（みどり会）の生徒による県外研修は、京都市資料展示室ツラッティ千本でのフィールドワークや佛教大学において出会い学習が行われた。生徒たちにとって、自分自身の立つ位置や人権学習に取り組む意義を改めて考える機会とし、また、学生との交流活動の場では、聴いて感じたことや自分自身の人権学習への思いを、自分の言葉で大学生に伝えたことなどを評価する。また、昨年の課題・問題点に対しては、バスの移動中に両中学生の意見交流の機会を設け、共に人権学習をする仲間としての意識を高める機会としたことも評価したい。
- ・ボランティア体験…昨年度の課題・問題点を捉え、様々な体験や考えたことが一過性のもものとならないように振り返りの時間を設けたり、系統的な指導の年間計画を作成し、各校では地域の実態に応じた取組の工夫をしていることを評価する。
- ・幼稚園・保育所における保育事業…昨年度と同じ「課題・問題点」「今後の事業予定」を挙げている。「課題・問題点」の解決に向けた事業予定を立て、次年度の取組状況にその結果報告を求む。また、外国につながる子どもを受け入れることは、保育園にとっては身近に異文化に触れることで異なる文化を知り、外国につながる子どもにとっては日本の習慣や文化を知り、共に生きる術（すべ）を学ぶことができる貴重な機会と捉え、対応することを期待する。
- ・人権学習推進事業…取組状況から課題・問題点を捉え、今後の事業予定を計画して評価できる。ニーズの高い事業とのことだが、高いニーズに応えられるよう創意工夫するとともに、社会の変化に見合った新たな人権課題に対応したテーマを取り上げるなど今後の事業に期待する。
- ・人権教育ステップ・アップ事業…本事業が教職員の人権教育研修会の実施で終わることなく、課題解決に向けて若い世代の教職員を対象にし、人権教育の自主研修の場を立ち上げる支援を指導主事が積極的に行った結果、現在、市内各地に複数の人権研修サークルが立ち上がっていることを評価する。
- ・青少年友の会支援事業…活動の柱として期待されていた青年が、就職等で地元を離れるということは、多くの活動団体や地域が抱えている問題でもある。「青少年友の会支援事業」で活動した青年が、進学先や就職先でしっかりした人権意識を持った社会人として活躍することを期待するとともに、地元に残っている青年や高校生に対して、地域人権ネットワークの基礎となる人材育成を図られることを望む。

### まとめ

人権教育を推進する上で、さまざまな事業が展開されているが、ほとんどの事業が継続事業である。これは人権教育の推進に限らない。その中で、課題・問題点をきちんと把握し、今後の事業予定に解決に向けて方向性を示し、次年度に生かしている事業が多く見られるようになった。そのような事業のあり方こそ、継続は力と言うべきであろう。

## 2 今後の取組についての提言

人権教育は、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。しかし、格差社会の中で、世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や、わが国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れ、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であり、そのため、差別を許さない仲間づくりを通して互いの人権を尊重し合うことの意味を実感し、人権に関する基本的な知識として習得し、人権課題を解決する主体者としての意識の向上を図るものであることが必要である。

施策の体系：基本施策

施策分類：相談・支援体制の充実

評価ランク：C（ある程度進んだ）

## 1 取組の評価

- ・公害に関する相談…近年、生活環境に対する要求が高くかつ多様化し、自己の権利を強く主張し合うことで問題が複雑化する傾向にある。そのような中、今後の事業予定に、公害発生を防止するため、大気、水質、騒音等の環境調査を継続して実施、環境保全協定の締結、事業所等の監視、指導に努め、また、公害に係る相談及び苦情について、個人情報保護に努めながら、親身に対応し解決している点を評価し期待したい。
- ・青少年の悩み事相談…気軽に相談できるよう、秘密を守ることを伝え、傾聴し、相談しやすい雰囲気づくりに努めた結果、相談者が、繰り返し相談に訪れることにつながり、解決に向けて支援することができたことは評価できる。
- ・外国人住民の生活相談…業務内容が住民異動届や証明書の申請、国保や税の納付相談の他、教育や市営住宅、生活保護に関する相談業務など、外国人定住化の進展に伴い、分野が多岐にわたっている。災害時の対応も含め、行政から市民に周知されるべき情報やサービスが、きちんと行き届くように的確な対応が求められている。
- ・女性相談…家庭内の不和やいざこざ、夫婦のもめごとや離婚問題、家庭内の暴力、結婚や異性問題、近隣・職場などの対人関係の悩みなど、こんなことでも相談していいのかわからないのか、どのように相談すればいいのかわからないと躊躇している女性からの相談に寄り添い、相談窓口で解決できないものについては、適宜、関係機関を紹介するなどの対応を行っており評価できる。
- ・保育所における育児相談…子育ての不安や悩みなどの増加に対し、相談・支援等の活動を通じて地域における子育て支援拠点として保育所は期待されている。そのような中、今後の予定にあるように、保護者との信頼関係の構築に努め、保護者の思いに対応できるよう、専門性を磨くための研修会への参加に期待する。
- ・母子寡婦福祉事業…平成26年に、一人親家庭への支援を拡充するとともに、子どもの貧困対策に資するため、「母子家庭」を「母子家庭等（母子家庭及び父子家庭）」に改め父子家庭を対象に加え、相談支援などを生活向上事業として法定化するなどの改正が行われ、題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正した。このことから、本事業名も「母子・父子・寡婦福祉事業」としてはどうか。
- ・児童虐待防止等ネットワーク会議…児童虐待、DVなどが報道機関を賑わすなど、深刻な社会問題となっている。これらに的確に対応するために関係機関・団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応及び家庭への支援、DVによる被害者の保護に取り組まなければならない。
- ・勤労者のメンタルヘルス<sup>※9</sup>相談事業…労働者を取り巻く環境は産業構造の変化、働き方の変化、少子高齢化や共働きの世帯の増加など大きく変化し、仕事はむろん、仕事以外のストレスを抱える労働者が多いことから、気楽に相談できるような周知活動が必要である。また、労働者の健康の保持を越えて、人事、処遇等で不利益を被らないことを明記するなど、労働者のプライバシーの保護を措置した上で、ストレスチェック制度<sup>※10</sup>の導入を進めることを望む。
- ・人権相談事業…平成28年度の法令施行を受けて相談体制の充実を図り、また、相談窓口の周知については、今後も市民の立場に立ったわかりやすいものとする取組を期待する。

### まとめ

相談事業の内容は多岐にわたり、しかも社会の動向・情勢の変化に伴い複雑化している。そのための相談支援や相談員の研修が、必要に応じて互いに関係機関とも連携を図りながら取り組まれていることが報告書から読み取れる。課題・問題点に挙げられているように、人的増員、時間的増加や専門職員のさらなる配置が必要であることが喫緊の課題である。

## 2 今後の取組についての提言

人権にかかわる相談は、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくない。そこで、相談者の立場に立ったきめ細やかな対応が求められる。そのため、人権相談の実施者は、必要な知識や技能を幅広く習得し、研修を重ね、専門性の確立を図るためにより一層のスキルアップが必要である。人権は市民にとって保障される生活の基盤である。ライフステージに応じた途切れのない相談・支援体制の強化を図り、必要なときに、誰でも気楽に相談できる環境作りが求められる。

施策の体系：基本施策 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

評価ランク：C（ある程度進んだ）

## 1 取組の評価

- ・ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくり…本年度も、香良洲地域は学校や企業、地域等で研修会や講演会・講座を開催し、疑似体験を通じてUDの普及啓発活動を行うなど、モデル地区として、安全安心なまちづくりに努めている。また、各地域でのUD養成講座等の普及啓発活動が未実施であることや、人材育成のための養成講座の必要性等を課題・問題点として捉え、今後の事業予定に市内全域で普及啓発活動ができるように関係機関に働きかけ、学校に対しては人材育成のための体験講座の対象学年を引き上げ、基礎・応用・実践が可能となるよう複数年での開催を要望するとしている。次年度の報告に期待したい。
- ・学校施設維持補修事業…学校施設のバリアフリー化は、大規模改修工事やトイレ改修工事に合わせて行われているのが現状である。近年、各地で地震や大雨による浸水、土砂崩れの被害などが相次いで起きている。学校施設は災害時の避難所となりえることから、早急に対応する必要がある。
- ・各公園施設整備事業…近年、地震や台風及び梅雨前線等の影響による集中豪雨など都市部や市街地への大きな被害をもたらす災害が起きているが、公園が一時的な避難場所や復旧・復興のための活動拠点として大きな役割を果たしている。今後、公園・緑地の整備において、防災機能の強化を考慮した検討が重要になると考えられる。早急に対応されたい。
- ・通学路整備事業…課題・問題点に27年度から「通学路の整備や拡幅の要望が毎年多数あることから整備が遅れている」と同じ報告がなされている。登校時や通勤ラッシュ時に、自転車が歩道を通行する際、子どもたちと接触する事故も起きている。各境界を区切る柵などを設置した、歩道、自転車道、車道の区別整備を行う必要がある。
- ・道路環境整備事業…視覚障がい者にとっては欠かすことのできない点字ブロックが、身体障がい者・車いす利用者・妊婦などにとってバリアになってしまうとの報告がある。様々な人が共生する社会を実現するため、これらの人々のバリアにならないための点字ブロックの設置方法について具体的に検討していく必要がある。
- ・建築指導関係事業…三重県UDのまちづくり推進条例に基づく取組の結果、公共建築物の新築については、仮設を除き、全て整備基準に適合させることができたことは評価する。しかし、課題となっている小規模物品販売施設（コンビニエンスストア）については適合率 66.6%である。今後も不特定多数が利用する建築物等については、UDに配慮した施設整備の推進を図られたい。また、障がい者等すべての人の声が反映されるものであることを期待する。
- ・地域防災情報通信システム整備事業…西日本を中心に大きな被害が出た豪雨災害では、死者の内60歳以上が7割を超え、被害弱者とされる高齢者が多く犠牲になっている実態が浮き彫りになった。山や川、海に面している本市では、大雨による土砂災害、浸水被害、地震、津波等災害の発生が予想される今、「防災行政無線が聞こえにくい」「エリアメール・緊急速報メールや津市防災情報メールが使えない」「ファクス送信サービスが使えない」という人が対象の緊急告知ラジオ貸与事業については、市民の立場に立って、周知を強化し、制度の見直しによる貸与の推進を図る必要がある。

### まとめ

課題・問題点を的確に捉え、その解決に向けて今後の事業予定を立て、次年度の取組に生かした成果を得ている事業もあるが、中には数年同じ報告がなされている事業がある。継続事業であっても、単なる事業の繰り返しの陥らないように、適時的確にその効果が把握され、不断の見直しや改善が行われていくことを求める。

## 2 今後の取組についての提言

障がいの部位や程度によりもたらされるバリア（障壁）に対処するバリアフリーデザインに対し、UDは障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、すべての人が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方である。誰でも公平に使えること、使う上での柔軟性があること、使い方が簡単で自明であること、必要な情報がすぐに分かること、身体への過度な負担を必要としないこと等が求められる。UDの領域は製品、施設、都市などの目に見えるものから、サービスやシステムなどの目に見えないものまで多岐にわたる。それらが関連し、補完し合わなければ、ユニバーサルデザイン社会は実現できない。

施策の体系：基本施策 施策分類：市民活動の組織などとの連携の推進  
評価ランク：C（ある程度進んだ）

## 1 取組の評価

- ・市内各地において、市民活動団体・学校・ボランティア・関係機関等が連携・協力して、人権フェスティバル・講演会・学習会などが実施され定着している。
- ・子ども実行委員会をつくり子どもが主体的に活動している地域や、参加者の拡大に力を入れた地域があり評価できる。
- ・今後も、地域の課題に向き合った取組を、工夫しながら継続されることを期待する。
- ・子ども会活動については、経済的にも時間的にも余裕のない保護者が増えているという社会生活環境の変化に応じて、従来の活動に縛られることなく、すべての子どもが参加しやすい子ども会のあり方を検討する必要がある。
- ・男女共同参画推進団体への支援事業は、活動内容がフォーラムに多くの団体や人に参加してもらい啓発することになっており、男女共同参画推進団体への支援という本来の目的を果たしているとは言えない。男女共同参画が進んでいないことにより、最も痛みを感じている人々のうちのひとつがシングルマザーである。女性が社会の中で主体として対等に活躍できる地位を得ることが難しく、家計補助的な収入で生計を営まざるを得ないためである。事業がそのような痛みに向き合っているかを問い直す必要がある。

## まとめ

市民活動と連携しながら、人権について学ぶ場や発信する場が継続的に作られていることは評価できる。今後のさらなる広がり期待したい。そのためには、地域に存在する痛みに向き合った活動を展開することが不可欠であることに配慮されたい。

## 2 今後の取組についての提言

現在行われている活動の継続・充実のための支援を続けるとともに、様々な課題を抱えた当事者が活動のネットワークにつながっているかどうかを問う視点を持ちながら、今後の活動やその支援を考える必要がある。

事業が誰のためになされているかを絶えず問い直す必要がある。継続のための事業では、やがて廃れていく。その事業を最も必要としている人に届いている活動であれば、やがて、当事者が活動を広げていく。

市民活動と連携し人権施策を進めるためには、行政の横断的なつながりが不可欠である。そのような体制の構築を望みたい。

施策の体系：分野別施策

施策分類：同和問題

評価ランク：C（ある程度進んだ）

## 1 取組の評価

- ・人権フィールドワークは良く計画し、実行されている。早目の計画設定で参加者の増加を図り、地元ボランティアの案内で有意義な勉強になっている。
- ・ふれあい体験学習では子どもたちの主体的で継続的な力の育成に努められているが、参加者の固定化がみられるので、アンケートを取るなどの来館者の増加に寄与する対策の実施を求めたい。
- ・差別事象への対応として、人権問題に限らず、悩み事相談に対応されているのは評価できる。SNS<sup>\*11</sup>の普及に伴う同和問題に係る差別事象増加への適切な対策を望む。
- ・人権・同和問題の解決のために活動している団体等への補助については、事業の実績を把握しつつ継続されたい。
- ・隣保館活動での相談事業、地域交流と教育文化事業、広報・啓発事業は有意義に実施されている。さらなる努力で拠点コミュニティセンターとしての発展を望む。
- ・隣保館での高齢者を対象としたデイサービスや健康相談事業など各種事業を通して、同和問題や人権・差別問題に対する知識の習得・意識の高揚へとつなげていくことを望む。
- ・読み書き学習の機会を十分に得られなかった人の学びの場である識字学級が外国籍の人の日本語教室としての役割も担い、地域社会とのかかわりを深めていることは喜ばしい。
- ・部落差別の解消の推進に関する法律の意義は国家として部落差別の存在を認め、その解消を義務づけるものであり、その趣旨の周知には一層の努力・工夫を望む。

## まとめ

同和問題の解決に向けた施策は継続施行されている。しかし、その取組が社会構造や価値観の変化により人権問題の出発点であるとの認識は薄らぎかけている。市として、人権施策がまず同和問題の解決に向けた施策から出発したことを再認識し、常に原点を忘れず施策を実施することを望む。

## 2 今後の取組についての提言

現在、SNSなど技術の発達などもあり、インターネットでの部落差別を助長する書き込みが多発し、さらに拡大しつつあり、市民一人一人への啓発を進めていかなければならない。

同和問題の解決に向けた各種施策の実施にあたっては、市民意識調査の結果を踏まえて、同和問題の歴史及び差別の現実に学び、そして、現在の取組が、同和問題だけでなく今後発生するあらゆる人権問題の解決に向けた取組になりうることを認識し、現在の取組を維持継続するだけでなく更なる学びの場としての活用も図られたい。

## 1 取組の評価

- ・福祉医療費等助成事業については、平成30年9月より未就学児に限ってではあるが窓口無料化が始まるに至ったことは大いに評価できる。今後さらに窓口無料化の枠が広がることを期待する。
- ・子育て支援事業においては、定期的な広場の開催や子育て相談の体制は評価できる。虐待の未然防止のためにも保護者や子どもに直接に関わる支援者の資質がとても大切であり、関係部局が連携を図りながら人材育成と更なる充実を図られたい。
- ・相談事業は、育児相談では育児の問題から家庭の問題に及び、家庭児童相談では相談の内容が多様なものになってきている。青少年の悩み事相談においても子どもたちの気持ちに寄り添い、受け止めることの難しさがある。相談を受ける保育士、ボランティア、スクールカウンセラー、学級支援サポーター、母子保健推進員の資質が課題となるので研修、体制、組織の連携を充実されたい。
- ・児童虐待防止ネットワーク会議においては、今後とも構成機関の連携のもとに継続した活動を期待する。
- ・地域で子どもたちを見守る事業は、今後も継続して進められたい。
- ・病児・病後児保育事業の充実については周知活動とさらなる拡充を望む。
- ・放課後児童クラブ育成及び支援については、利用者が増えていることへの対応と子どもの人権に配慮された居場所になるように支援者研修の充実を望む。

### まとめ

今年度も継続している事業が多く、前年度を踏襲して行われていると感じられるものが多い。昨年度より改善、工夫や努力がみえる事業もあったが、事業を行うことが目的になっていると感じられるものも多かった。全体的に計画の基である、子どもが主体的に取り組む活動及び子どもの権利意識を醸成し、擁護するための活動という目的に対して、事業の課題・問題点が捉えられなければならない。甚大な労力を注ぐ事業が積み上げになることを願望する。

## 2 今後の取組についての提言

今年も「虐待」「子どもの貧困」「子どもの自殺」「いじめ」について、新聞やテレビで報じられることが多かった。

子どもの自殺は夏休みの終わりから二学期の初めの多いことが社会で周知されるようになってきた。子どもは身近な人に心配をかけたくないと平然を装う場合が多いので、周りは気づかないケースが多い。先進国の中で子どもの自殺が多いのは日本だけである。

また、様々な事情により、不登校となる場合があり、こうした悩みを抱える子どもへの適切な対応が必要とされている。

虐待は減少傾向をみどころか、むしろ深刻化してきているように思われる。虐待には身体的、心理的、性的虐待、ネグレクト<sup>\*12</sup>があるが、いま最も多いのが心理的虐待だという調査結果がある。親は子どものためとかしつけだと思っていることが多い。虐待を親の問題ではなく社会の問題として捉える必要がある。親自身が虐待を受けていたり、子育てに不安を抱く親は多いので、養育支援や子育てを地域で支える仕組みが必要である。また、子どもも親もSOSを出せる地域づくりも必要である。そのためにも今行われている事業が連携して情報を共有することが大事である。

孤食など家庭的な環境で食事をする機会の少ない子どもや貧困等で困難を抱える子どもに対して、ボランティア団体等が食事を中心とした居場所の提供を行う、子ども食堂の取組が全国的に広まりつつある中で、市内でも献身的に取り組まれている団体があることは特筆すべきことである。子どもたちをめぐる社会環境の変化、核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもの育ちへの影響が懸念されており、これまで以上に地域や社会が関わっていくことが求められている。

子どもには「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」（「子どもの権利条約」に基づく4つの柱）があり、社会はそれを保障しなければならない。2016年5月の児童福祉法の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、福祉の保障等の内容が明確化されている。津市においてもこの状況を深刻に捉え施策に取り組む必要がある。そのためにはあらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市の子どもの権利条例が制定されることを切に望む。

施策の体系：分野別施策

施策分類：女性の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

## 1 取組の評価

- ・妊産婦の医療費助成について、県内で本市のみが実施している点は評価できる。特定不妊治療費の助成は、制度の周知を更に工夫されたい。
- ・生後4か月までの赤ちゃん訪問率は95%で、子育ての不安の軽減が図られており評価できる。
- ・休日保育事業は、平成29年度は公立保育所が臨時に対応したが、相当数の利用者がおり、今後も増加が見込まれるので、私立保育所とともに、公立保育所での取組を望む。
- ・市内2箇所で病児・病後児保育事業を実施し、延べ1,002人（前年度比+136人）の利用があったことから、市内北部地域に新規の施設増設を望む。
- ・医療機関での窓口無料化が、未就学児の子どもを対象に平成30年9月から実施されるに至ったことは評価できる。
- ・女性の管理職への登用は前年より少なく、また、審議会での女性の選任率が目標値を達成しているのは、53審議会中22審議会と半分以下である。選任方法を検討していただきたい。
- ・男女共同参画の情報紙「つばさ」は、全戸配布や、広報紙面にコーナーを設ける等の検討を期待する。
- ・セクシュアル・ハラスメント<sup>※13</sup>防止については、組織を設置し、意識を高めるための研修会の実施や、相談業務を行っているが、近年、市職員による事件の新聞報道が相次いでおり、セクシュアル・ハラスメントが起きない組織づくりに更に取り組んでいかなければならない。
- ・DVの被害者からの相談については、生命にかかわる問題なので、情報管理をしっかりと行い、引き続き慎重に取り組まされたい。
- ・ワーク・ライフ・バランス（WLB）については、その実現に向けて、市内の事業所への積極的な啓発や情報提供の工夫をされたい。
- ・健康診査事業では、ポスターやのぼり旗で啓発や受診勧奨を行っているが、受診率が横ばいである。受診率の目標値を決め、取り組まされたい。また、受診後の子宮がんの精密検査の再診率が66%と低いので、再診の促進に向けて更なる啓発を望む。

### まとめ

それぞれの事業で課題意識を持ち、啓発と意識の高揚に向けて努力されている。

## 2 今後の取組についての提言

- ・がんは早期発見で治癒できる可能性が高くなっているため、女性医師配置による検診で女性特有のがん検診率の向上を図り、血液検査の見直し等更なる工夫を望む。
- ・女性が方針決定の場に参画して、女性も男性も生きやすく暮らしやすい社会にしていくために、女性の登用率が30%以上となるよう取組まれることを望む。
- ・子育て支援や相談窓口など、男女共同参画とWLBは、女性の生き方と就労に深く関わっており、職員一人ひとりがその意味を総合的に理解して、しっかりした意識で施策を進められたい。



施策の体系：分野別施策

施策分類：障がい者の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

## 1 取組の評価

- ・医療費助成では、未就学児の窓口無料化など向上している。
- ・障がい者理解教育の面では、SNS等を活用した計画的で内容の充実した学校間交流方法を図り、継続的な交流の推進を期待したい。
- ・特別支援教育について、参加者の満足度を検証しつつ進める姿勢は評価する。
- ・障がい児保育にあたって、保護者との信頼関係構築に努めているのは評価する。
- ・障がい福祉サービス及び地域生活支援は確実に実施されている。
- ・障がい者に関する啓発推進、障がい者団体助成は有効に推進されている。
- ・重度の視覚障がい者の歩行訓練助成は、利用者が増えている。
- ・手話通訳者及び要約筆記者にその効果が実感できるように工夫し、要員確保につなげられたい。
- ・声の広報、点字広報及び点字シール貼付事業は、対象者の拡大など継続努力されている。
- ・障がい者スポーツについては、意欲ある中途障がい者に加えて全ての障がい者を対象にした種目、場所、指導者など長期的計画の立案を望む。
- ・訪問指導については、必要としている住民の把握に、関係機関および地元との継続的な情報交換の向上を望む。
- ・防災情報通信システム整備は着実に向上しているが、情報が届かない人たちの有無の確認には絶えず注意を払われたい。
- ・避難要支援者個別計画については、実態把握について関係部門、特に地元自治会、民生委員等との継続的な連携を強く望む。
- ・障害者差別解消法の啓発については、合理的配慮の事例等も含めた継続的な研修をお願いする。
- ・障がい者雇用、障がい者の働く権利について、事業者への啓発にあたっては、成果を挙げている先行事例などを示し、具体的な啓発努力をお願いする。

### まとめ

全般として、すべての施策は、確実に前向きに継続実施されているが、その効果や課題を常に把握するための一層の工夫や検討を望む。

## 2 今後の取組についての提言

近年、おもいやり駐車場の整備、ユニバーサルデザインの普及、パラリンピックや健常者による車いすバスケットの体験などを通して、肢体の不自由な障がい者への理解は進んでいるように思える。しかし、障がい者全体に目を向けると障がい者への理解は不足しており、特に精神障害や発達障害に対して理解を図るための工夫が必要である。

障がい者の人権施策の根本は、障がい者への正しい理解が必須である。すべての施策においてさまざまな障がい者の実態に対応して、障がい者が社会の一員として生活できるよう適切な情報発信をはじめとする絶えざる工夫と努力をお願いするとともに、障がいの有無に関係なく同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育のように、共生社会への取組や、市民が障がい者の権利を理解することに対してさらに注力していただきたい。

## 1 取組の評価

- ・介護保険サービス基盤整備事業…都道府県が行ってきた介護予防訪問介護、介護予防通所介護事業が市に移管されて事業が増加した上に職員数の確保も難しく厳しい業務の中、新制度への研修や事業所への指導が行われていることを評価する。今後も効率的な取組で事業の向上を図られたい。
- ・介護保険事業…保険料の改定に伴い低所得者に対する軽減や特別徴収対象者に対する平準化など納付しやすい環境の整備をしたことは評価する。しかし、保険料が増額するケースが多いことや介護サービス利用料の負担が大きくなることについての不満も多いと思われる。納得して納付できるように丁寧な説明をされるよう一層努力されたい。
- ・地域支援事業…成年後見人制度は取り上げられていないが、制度の利用者に目を向けた細やかな取組を望む。
- ・介護予防事業…要介護状態にならない方策の一つとして予防教室の役割は大きい。開催場所や開催回数など高齢者が参加しやすい配慮をしての開催に取り組まれたい。
- ・シルバー人材センター運営事業…高齢者が豊富な経験や熟練した技術や技能を發揮して働くことは社会に必要とされていると自覚を持つことになり生きがいにもつながる。また、市民のニーズに応じた事業の展開と新たな会員獲得に更なる普及・啓発活動を行い、同センターの会員ができる仕事の内容を市民に広くPRするよう努められたい。
- ・緊急通報装置事業…機器の種類拡大、利用条件の緩和など高齢者にとって利用しやすく改善されたことは評価する。緊急事態の早期発見にもつながる事業である。今後も事業の周知徹底と利用者の拡大に努められたい。
- ・地域防災情報通信システム整備事業…一人暮らしの高齢者にとって台風や地震などの災害時に対する不安は大きい。緊急告知ラジオの貸与はその不安の払拭につながるものである。今後もいち早く正確な災害情報を伝えるため多様な情報の確保に努めていただきたい。

### まとめ

毎年各事業が踏襲・継続して実施され課題解決に向けて着実に努力されていることは評価する。ますます進む高齢化社会に向けた事業内容の充実を図り、高齢者に寄り添った取組を進められたい。

## 2 今後の取組についての提言

近年、オレオレ詐欺などの悪徳商法による被害、病院や介護施設での虐待・身体拘束など高齢者の人権を脅かす事件が後を絶たない。また、台風や地震などの災害で犠牲となる高齢者も多い。このような危惧を払拭するため自治会、民生委員・児童委員をはじめとする地域社会のネットワークが求められる。各事業が、高齢者の人権が尊重され、安全で安心快適な生活を送れる社会の構築につながることを期待する。

施策の体系：分野別施策

施策分類：外国人の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

## 1 取組の評価

- ・千里ヶ丘出張所には通訳者が常駐し、外国人住民にとって相談しやすい体制が取られている。外国人住民の多い他の地区への配置も検討されたい。
- ・多文化共生の視点に立った国際理解教育が、各園や各小中学校で行われるようになったことは、その必要性が認識されるようになったという点では評価できる。しかし、その活動は異文化理解が中心になっており、互いの人格を尊重することを中心とした活動を広められたい。
- ・就学ガイダンスや進学ガイダンスでは、日本の学校のイメージをつかみやすくするための工夫をしたり、不安を取り除くために当事者の発表などを取り入れており、評価できる。
- ・「きずな教室」のほか、「移動きずな教室」を開設し、津市内のどの学校にいても初期日本語指導が受けられるようになり、評価できる。今後も新たな人材確保や養成に力を注ぎ、支援体制の維持に努められたい。
- ・市ホームページにおいては、多言語化・音声読み上げソフトの内蔵等の対応がなされ、評価できる。今後も、当事者の意見を取り入れた工夫を望みたい。
- ・外国人集住都市会議津会議2017が開催され、政策提言がなされた。新たな外国人受け入れ制度が検討されており、外国人住民と直接に関わる自治体からの実態に基づく課題の発信を今後も期待したい。
- ・外国語版の妊娠届書、母子健康手帳、幼児健診健診票（1歳6か月健診、3歳児健診）は外国人住民に安心を与えている。他の母子保健関係の多言語化を図るとともに、検診時の通訳者の常時配置を検討されたい。
- ・防災情報メール多言語版の言語の増加や避難所や一時避難場所の案内標識の多言語やピクトグラムの表記が行われたことは評価できる。避難所内の表示の検討については、当事者の声に基づいて行われたい。
- ・ヘイトスピーチ解消法についての認識をもっている市民は、まだ限られている。様々な機会を通して周知を図られたい。

## まとめ

多文化共生の施策が一定程度進められている。当事者の声を取り入れ、さらに進められたい。

## 2 今後の取組についての提言

新たな外国人受け入れ制度が検討されており、外国人住民の増加が予想される。これまでの課題を踏まえ、新たな課題に対応できるように検討を進め、対応が遅れることのないようにされたい。

施策の体系：分野別施策 施策分類：さまざまな人権課題・その他の人権  
評価ランク：C（ある程度進んだ）

## 1 取組の評価

- ・人権啓発推進事業では、広報紙の「シリーズ人権」及び「人権だより」で様々な人権課題について取り上げ、啓発しているのは評価できる。
- ・地域医療については、1,806名の利用があり、初期救急医療体制の充実が図られた。また、「健康相談ダイヤル」では13,665件の相談があり、保護者の不安軽減や家庭看護力の向上につながっており評価できる。
- ・生活保護事業や生活困窮者自立支援事業は、プライバシーの保護を厳守しつつ、生存権を保障するため、関係機関と連携して、支援が必要な人への周知を行い、相談者に寄り添った包括的支援をさらに進め、自立促進が図られることを望む。
- ・モーターボート競走事業で、対岸大型映像装置及び場内映像装置を利用し、北朝鮮による日本人拉致問題のほか、さまざまな人権課題の啓発にも活用されることを望む。
- ・中勢北部サイエンスシティへの企業誘致活動では、新規進出企業に対し、人権が尊重される職場環境の確保に努めていることは評価できる。
- ・勤労者福祉センター管理運営事業では、老朽化した施設の改修や修繕をし、勤労者の利用拡大につなげられたい。
- ・労働者対策事業では、今後も引き続き、勤労者の福利厚生事業や融資制度等の活用促進のためのPR活動を望む。
- ・災害救助関係事業では、自然災害や火災による被災者に災害見舞金や災害救助物資の支給は規定どおり行われている。不慮の災害に備え、今後とも災害救助物資の常時確保には、十分な配意に努められたい。
- ・住宅管理事業では、住宅困窮者に定期募集（年2回）に加えて随時募集を開始し、入居者資格要件を緩和し利用しやすくなったことは評価できる。

## まとめ

さまざまな人権課題に関する施策は確実に継続されているが、今後も問題の解決に向けて途切れのない施策を進める必要がある。

## 2 今後の取組についての提言

- ・施設の維持管理を適正に行い、限られた資源の有効活用を図るよう検討されたい。勤労者福祉センターのように利用度の低い施策については、その原因解明と今後の在り方の検討をお願いしたい。
- ・多様化する人権課題を広報紙等で取り上げ、人権啓発を図ることに期待する。
- ・地域医療は住民の健康保持と急病時の診療の確保が必要である。そのために24時間体制での相談受付を継続し、二次救急医療体制の充実を図っていくことを期待する。
- ・LGBTをはじめ、多様化する人権課題についての適切な施策をしっかりと検討するべき時期に来ているのではないか。
- ・生活保護事業や生活困窮者自立支援は相談内容も多様で複雑であるが、個人の意思を尊重しながら、包括的な支援を期待する。

## 用語解説

### ※1 ドメスティック・バイオレンス（略称 DV）

配偶者や親密な関係にある（または親密な関係にあった）者に対して、身体的暴力（殴る、蹴るなど）、精神的暴力（無視する、怒鳴る、脅すなど）、性的暴力（性交渉の強要、避妊に協力しないなど）、経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを禁ずるなど）を与えること。

### ※2 ユニバーサルデザイン（略称 UD）

文化・言語の違い、老若男女、障がいの有無、能力などを問わずに、すべての人にとって利用しやすいようにあらかじめ考慮された施設・製品・情報等のデザインのこと。

### ※3 スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う。主に臨床心理士や学校心理士などの資格を有する。

### ※4 学級支援サポーター

児童生徒の不登校や問題行動の予防・早期発見・早期解決のための相談業務を行う津市の特別職非常勤嘱託員のこと。平成 29 年 4 月からスマイルハートサポーターから名称変更。

### ※5 ヘイトスピーチ

特定の人種や民族などに限らず、様々なマイノリティ（少数者）に対する差別や憎しみをあおったり、侮辱したりする行為。

### ※6 ワーク・ライフ・バランス（略称 WLB）

多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能となり、性や年齢にかかわらず仕事と生活の調和を図ることができるようになる。男性も育児・介護・家事や地域活動、さらには自己啓発のための時間を確保できるようになり、女性については仕事と結婚・出産・育児との両立が可能となる。

## ※7 新たな外国人受け入れ制度

平成30年12月8日第197国会（臨時会）において、外国人労働者の受け入れ拡大に向け在留資格を創設するため、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立し、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行される。

## ※8 LGBT（性的マイノリティ）

社会のなかで「これが普通」「こうあるべき」だと思われている「性のあり方」に当てはまらない人たちのことを性的マイノリティ（性的少数者、セクシュアル・マイノリティ）といい、LGBTは、性的マイノリティの総称として使われることが多い。

LGBTは、女性同性愛者のレズビアン、男性同性愛者のゲイ、両性愛者のバイセクシャル、性同一性障害を含む肉体と精神の性別が一致しないトランスジェンダーの人々の総称で、それぞれの英語表記のLesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシャル）、Transgender（トランスジェンダー）の頭文字を合わせた言葉。

## ※9 メンタルヘルス

心の健康のことであり、過重労働による健康障害や仕事・職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスが原因となり、引き起こされることがある。

## ※10 ストレスチェック制度

心理的な負担の程度を把握する検査であるストレスチェックを実施し、その結果に基づく医師による面接指導、就業上の措置、当該集団毎の結果の集計・分析という一連の取組のこと。

## ※11 SNS

Social Networking Service を略したもので、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のインターネット上での公開ページやネットサービスのことをいう。よく使われているサービスとして、フェイスブックやツイッターなどがある。

## ※12 ネグレクト

幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

## ※13 セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動をし、それに対する対応によって、相手に不利益を与えたり、生活環境を害したりすることをいう。

## 津市人権施策審議会委員名簿

平成30年12月1日現在

氏名	所属団体・職名
あおき ひろし 青木 弘志	津市人権・同和教育研究協議会長
あおき ゆきえ 青木 幸枝	多文化共生ネットワークエスペランサ代表
いとう よしゆき 伊藤 好幸	公募委員
おかもと ゆうじ 岡本 祐次	元津市立三重短期大学長
かたおか ふくお 片岡 福生	津市身障者福祉連合会理事
かねこ せいこ 金子 誠子	公募委員
かのう よしこ 加納 良子	津市老人クラブ連合会女性部副部長
かわぐち せつこ 川口 節子	元三重県人権施策審議会会長・元三重県教育委員会委員長
くすもと たかし 楠本 孝	三重短期大学法経科教授
さとう ゆかり 佐藤 ゆかり	公募委員
しんかい みゆき 新開 美雪	津人権擁護委員
すみだに たくじ 炭谷 拓治	公募委員
たかつる かほる 高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会長
たにくち よしこ 谷口 美子	津子どもNPOセンター理事
つじおか としひろ 辻岡 利宏	連合三重津地域協議会事務局長
なかがわ まさはる 中川 正治	津市民生委員児童委員連合会副会長
はらだ ともき 原田 朋記	公益財団法人反差別・人権研究所みえ 調査・研究員
ほりかわ きよし 堀川 清	三重県児童養護施設協会顧問
まえの まさひこ 前野 政彦	津地方法務局人権擁護課長

(50音順)